

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院
経営強化プラン補足版
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

令和6(2024)年3月

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院

目 次

1	策定の趣旨	1
2	位置付け	1
3	対象期間	1
4	策定事項	2
	(1) 機能ごとの病床数	2
	(2) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	2
	(3) デジタル化への対応	2
	(4) 修正医業収支比率	2
5	点検・評価・公表	3

1 策定の趣旨

栃木県立岡本台病院は、総務省が平成26(2014)年度に策定した「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえた「栃木県立岡本台病院経営改革プラン〔第3次〕」を策定し、病院改革に取り組んできた。

令和4(2022)年4月1日に経営形態を地方独立行政法人に移行した後は、地方独立行政法人法の規定に基づき、業務運営に関する目標として県から示された中期目標を達成するため、第1期中期計画(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)を策定し、当該中期計画に基づき業務運営を行っている。

今般、総務省から、令和3(2021)年度末に新たに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(以下「経営強化ガイドライン」という。)が示され、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続く中、持続可能な医療提供体制を確保していくため、公立病院の経営強化について要請があったところである。

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院(以下「岡本台病院」という。)は、こうした医療環境の変化等に迅速に対応し、病院運営全般にわたる経営強化の更なる推進を図るとともに、今後とも県民が求める高度で専門的な医療を担う県立病院としての使命を果たしていくため、経営強化ガイドラインの要請に基づき、第1期中期計画を補足する「地方独立行政法人栃木県立岡本台病院経営強化プラン補足版」(以下「経営強化プラン補足版」という。)を策定する。

2 位置付け

第1期中期計画及び経営強化プラン補足版を合わせ、経営強化ガイドラインを踏まえた「公立病院経営強化プラン」(以下「経営強化プラン」という。)として位置付ける。

3 対象期間

経営強化プラン補足版の対象期間は、第1期中期計画期間の最終年度に合わせ、令和6(2024)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの3年間とする。

4 策定事項

(1) 機能ごとの病床数

経営強化プランの対象期間の最終年度である令和8(2026)年度における機能ごとの病床数は、精神病床221床とし、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、地域精神医療の基幹病院として、高度で専門的な医療を提供する。

(2) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

ア 新興感染症の感染拡大時などに備え、感染防護具の備蓄やクラスター発生時を含めた対応方針等の共有を徹底する。

イ 新興感染症の感染拡大時など公衆衛生上重大な危機が生じた場合には、感染症法に基づく医療措置協定の内容を踏まえ、必要な対応を積極的に行う。

(3) デジタル化への対応

マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するとともに、新たなデジタル技術の積極的な活用により、医療の質の向上や医療事務の効率化、患者の利便性向上を図る。

(4) 修正医業収支比率

第1期中期計画では、県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくため、中期目標期間中に経常収支の黒字化を目指し、経常収支比率及び医業収支比率を目標とする指標として示しているが、修正医業収支比率についても医業収支比率と同様に、以下のとおり示す。

【目標とする指標】

指標名	R 4 (2022) 年度 実績値	R 5 (2023) 年度 見込み値	R 6 (2024) 年度 目標値	R 8 (2026) 年度 目標値
修正医業収支 比率 (%) ※	68.2	70.0	67.9	68.0

※ 医業収益から運営費負担金等を除いたもの（修正医業収益）を医業費用で除した率。

※ 令和 7 (2025) 年度における目標値は、令和 7 (2025) 年度計画における医業収支比率の値とする。

5 点検・評価・公表

岡本台病院の業務実績の評価は、地方独立行政法人法の規定に基づき、自己評価を実施した後に知事の評価を受け、公表していることから、経営強化プラン補足版の点検・評価・公表についても、業務実績の評価等と一体的に実施する。